

公立大学法人宮城大学基金規程

令和7年3月26日
規程第203号

(設置)

第1条 公立大学法人宮城大学（以下「本学」という。）に宮城大学基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、本学の人材育成及び研究活動を推進し地域社会への貢献に資するため、教育研究環境、学生支援及び社会貢献活動の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業の用に供するものとする。

- 一 教育及び研究活動の充実を図るために必要な事業
- 二 学生及び外国人留学生に対する支援事業
- 三 産学官連携及び地域・社会貢献に係る活動を推進するために必要な事業
- 四 被災地の復興を支援するために必要な事業
- 五 施設整備及び大学運営等の充実を図るために必要な事業
- 六 その他基金の目的達成のために必要な事業

(基金の構成)

第4条 基金は、第2条に定める目的を寄附目的とする寄附及びその運用による果実をもって構成する。

(事業年度)

第5条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(基金の管理)

第6条 基金の管理は、公立大学法人宮城大会計規程（平成21年宮城大学規程第76号）

第8条第1項に定める財務責任者が行う。

- 2 財務責任者は、基金の会計に関する業務を総括するとともに、毎事業年度終了後、当該事業年度に実施した事業に係る決算を行い、第7条に定める基金管理運営委員会の議を経て、理事長に報告するものとする。

(基金管理運営委員会)

第7条 基金の適切な管理運営を行うため、基金管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第8条 委員会は、次に掲げる事項を所管する。

- 一 事業計画に関すること。
- 二 基金の予算及び決算に関すること。
- 三 その他基金の管理運営に関すること。

(委員会の構成)

第9条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 理事長
- 二 学長兼副理事長
- 三 理事長が指名する理事

四 理事長が指名する副学長

五 事務局長

- 2 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、財務を担当する理事をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会の定足数及び議事)

- 第10条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

- 第11条 理事長は、基金の管理運営状況を事業年度ごとに理事会に報告するものとする。

(庶務)

- 第12条 基金及び委員会の庶務は、事務局財務課において処理する。

(委任)

- 第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 (R7.3.26 第221回理事会)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。